

有害物質使用特定施設の廃止

1 はじめに

土壌汚染対策法の施行日（2003年2月15日）以降に有害物質使用特定施設を廃止[※]した場合、土地の所有者は、土壌汚染状況調査を行う必要があります（法第3条）。

※有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法に定める特定施設のうち、特定有害物質をその施設において製造、使用、又は処理する施設

※施設の廃止

有害物質使用特定施設の使用をやめる、又は施設の使用は続けるものの特定有害物質の使用をやめること

2 調査の実施と報告

土地の所有者は、環境省が指定する調査機関に依頼して調査を実施し、その結果を「土壌汚染状況調査結果報告書」（様式第一）を用いて、報告期限までに神戸市長へ報告する必要があります。

土地の所有者が誰であるかにより、報告期限の取扱いが次表のとおり異なります。

土地所有者	報告期限
特定施設設置者	有害物質使用特定施設の廃止日から 120 日以内
特定施設設置者以外の者	神戸市長からの通知（有害物質使用特定施設廃止の通知）を受けた日から 120 日以内

申請書・記載例

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/kurashi/recycle/kankyohozen/cleanup/dojo3.html>

3-1 調査の猶予（ただし書の確認）

調査義務が発生した場合でも、土地の利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがないときは、神戸市長の確認を受けると、調査の実施が一時的に免除されます（法第3条第1項ただし書き）。

＜人の健康被害が生ずるおそれがないことの要件＞

- ・引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合
- ・小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物とが同一又は近接しており、かつ、居住用の建築物に設置者が居住し続ける場合
- ・操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後、5年以内の鉱山等の敷地

3-2 ただし書の確認申請

（1）申請者

土地の所有者（土地の所有者以外は申請できません）

（2）申請期限

土地の所有者が誰であるかにより、申請期限の取扱いが次表のとおり異なります。

土地所有者	申請期限
特定施設設置者	有害物質使用特定施設の廃止日から 120 日以内
特定施設設置者以外の者	神戸市長からの通知（有害物質使用特定施設廃止の通知）を受けた日から 120 日以内

(3) 申請方法

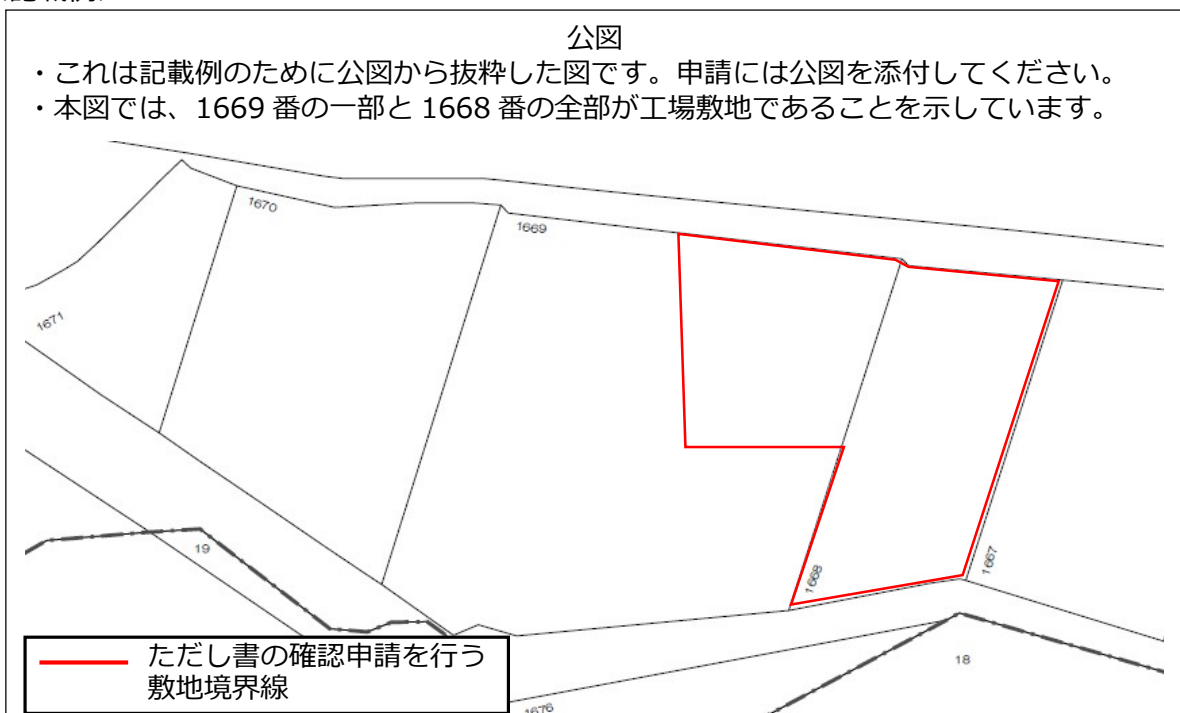
「土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書」（様式第三）に次表の書類を添付して、確認を受けてください。

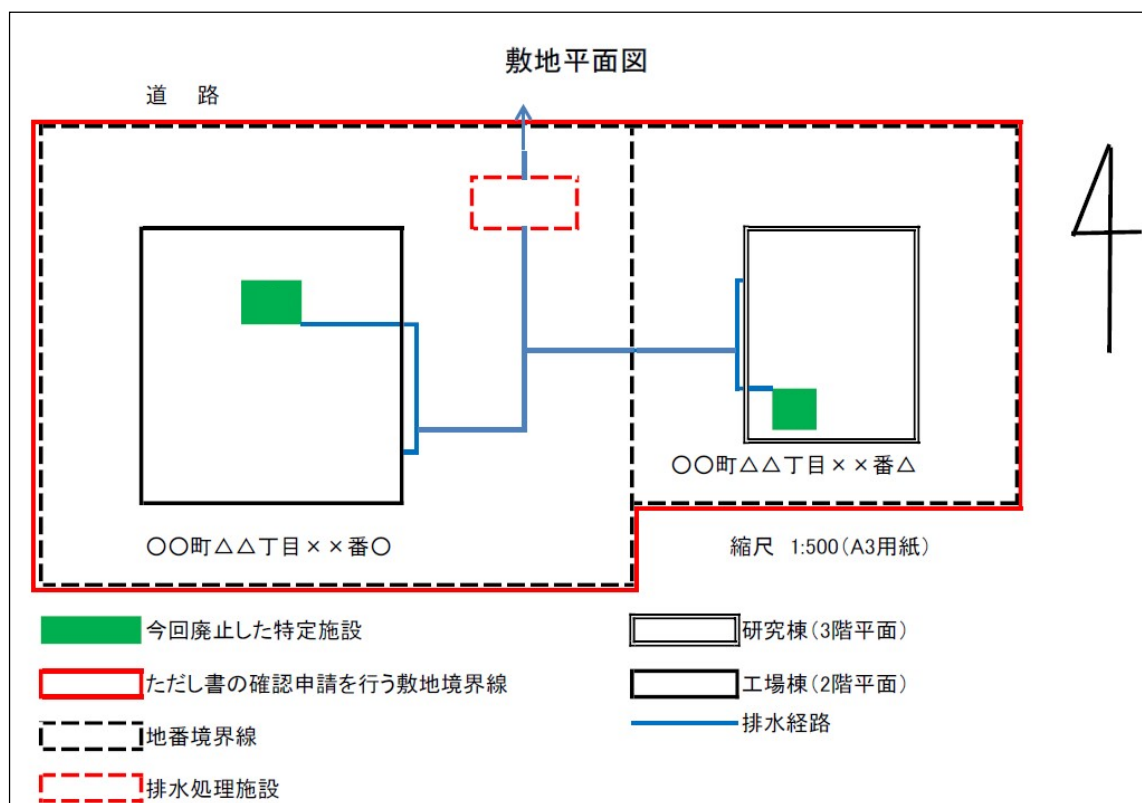
<申請書類>

書類名称	記載内容等
申請書	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（様式第三）
付近見取図	・工場・事業場の敷地を示す。 ・方位、縮尺（スケール）を記載する。
所有する土地の 登記事項証明書 及び公図の写し	・発行日に関する制限はない。 ・工場・事業場の敷地内にある申請者所有の土地のもの。 ・公図に工場・事業場の敷地の範囲を赤線で示し、「ただし書の確認申請を行う敷地境界線」と凡例を記載する。 ・筆数、地番、範囲等に変更がなければ、2回目以降の申請には添付不要。
敷地平面図	以下の事項を記載した図面とする。 ①方位、縮尺（スケール）。 ②工場敷地境界（工場敷地の範囲を赤線で囲む。） ③土地の地番境界（1筆ごとに地番境界線を記載する。） ④主要建物・施設（※） ⑤廃止された有害物質使用特定施設の位置（※） ⑥排水経路（廃止された有害物質使用特定施設から排出される汚水の排水経路を明示する。）（※）
使用有害物質 一覧表（※）	・廃止された各特定施設で使用有害物質が異なる場合に作成する。 ・廃止された特定施設ごとに、使用されていた有害物質を記載する。

◎土地所有者と特定施設設置者が異なる場合、（※）の書類（敷地平面図の記載の一部、使用有害物質一覧表の添付）は不要です。

<記載例>





土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神戸市長 殿

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇
氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
所属 〇〇〇〇部〇〇〇〇課 氏名 〇〇 〇〇
電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

土地所有者等

担当者

土地所有者等が法人の場合に当該法人における担当者を記入

土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇株式会社 神戸工場
工場又は事業場の敷地で あつた土地の所在地	神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇 (住居表示) 神戸市〇〇区〇〇町〇〇〇番〇 (地番)
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 66号 電気めっき施設
施設の設置場所	別紙1のとおり
廃止年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
製造、使用又は処理さ れていた特定有害物 質の種類	鉛及びその化合物、六価クロム化合物
確認を受けようとする土 地の場所	別紙2のとおり
確認を受けようとする土 地について予定されてい る利用の方法	今後とも、工場用地として当社が利用します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 確認を受けた土地の注意事項

ただし書の確認を受けている土地の土地所有者は、以下に該当した場合、届出や調査を行う必要があります。

(1) 土地の利用方法を変更する場合の届出・確認取消しによる調査（法第3条第5項、第6項）

土地の利用方法を変更^{*}する場合は、あらかじめ市に届出をしてください。

※土地の利用方法の変更例：工場を公園や商業施設のような一般の人が立ち入る用途に変更
届出の審査の結果、変更後の土地利用状況が**3－1の人の健康被害が生ずるおそれがないことの要件**のどれにも該当しないと判断した場合、市はただし書の確認を取り消します。

この場合、取消通知を受け取ってから120日以内に、該当する土地の特定有害物質による汚染状況について調査し、その結果を神戸市長に報告しなければなりません。

お早めに市にご相談ください。

(2) 900平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合の届出・調査（法第3条第7項、第8項）

掘削を含む900平方メートル以上の土地の形質の変更を行う場合、あらかじめ市に届出をしなければなりません。届出後は、掘削部分についての調査命令が市から出されます。

この命令から120日以内に、該当する土地の特定有害物質による汚染状況について調査し、その結果を神戸市長に報告しなければなりません。お早めに市へご相談ください。

なお、届出不要の軽微な掘削等であっても、あらかじめ市へご相談ください。ただし書の確認を受けた土地は、汚染のおそれがある土壌の拡散防止や特定有害物質の使用実績の記録等、土壌汚染対策法に準じた管理が重要です。

(3) 承継の届出（法施行規則第16条）

会社合併、売買、相続等で土地所有者が変更になった場合には、新しい土地所有者が「承継届」を提出してください。新しい土地所有者は、ただし書の確認手続きや将来的な調査義務を引き継ぐことになります。承継届の様式は、ホームページでダウンロードできます。

提出先/問い合わせ先

神戸市環境局 環境保全課（公害対策担当）

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2F

電話:078-595-6226 ファックス:078-595-6256

Email:kankyo_sidou_suisitu@city.kobe.lg.jp

◆届出書類の事前確認を実施しております。

電子データによる確認を利用される方は、PDF化した届出書類をEメールにて送付してください。（添付ファイルが5MBを超える場合は分割して送信してください。）